

# なるなる憲法

## 調和・礼節・感謝・合議



### 第一条

調和を大切にし、争いを避けること。人々の意見はそれぞれ違うが、よく話し合って協調することが大切である。

### 第二条

自分を越えたカー―運・出会い・成功に感謝すること。この気持ちがグループを明るくする。

### 第三条

法律を守ること。社会は法によって成り立っており、コンプライアンス意識を常に持ち続けるべきである。

### 第四条

なるなるグループの役員・メンバーは礼儀を正しくし、秩序の維持に努めること。

### 第五条

役員・メンバーは自分勝手に行動せず、ルールに従って職務を果たすこと。

### 第六条

悪事や不正を行わず、常に正しい道を歩むこと。

### 第七条

人事や役職に関わる者は、私情を挟まず、能力と適性に応じて人材を登用すること。

### 第八条

役員・メンバーは嫉妬や妬みを避け、清廉であること。

### 第九条

善悪を正しく判断し、公平に処理すること。

### 第十条

怒りや恨みを抑え、冷静に判断すること。

### 第十一条

なるなるの仕事はみんなで分担し、相談して決めること。

### 第十二条

顧客からの声や訴えを公平に受け止め、無視せず誠実に対応すること。

### 第十三条

各法人の責任者は権力を乱用せず、謙虚に職務にあたること。

### 第十四条

私欲を離れ、グループ全体の利益を優先すること。

### 第十五条

法令を順守し、グループの規程やルールを恣意的に変えないこと。

### 第十六条

顧客に無理な負担をかけず、健全なサービス提供と安定した経営を両立させること。

### 第十七条

大事なことは一人で決めず、多くの人と相談し、合議の上で行うこと。